

平成二十年十月八日

青森県教育委員会第七百十七回定例会

期 日 平成二十年十月八日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

- 報告第一号 議案に対する意見について 1
報告第二号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への
諮問について (非公開の会議)

二 議 案

- 議案第一号 平成二十年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書につ
いて 2
議案第二号 青森県社会教育委員の人事について 3

三 その他

- 平成二十一年度青森県立学校校長採用特別選考試験の結果について 5
職員の懲戒処分の状況について 6
「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表への記載について 9

四 閉 会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十年度青森県一般会計補正予算（第一号）案（教育委員会所管分）
- 二 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案
- 三 工事の請負契約の件（青森県立青森工業高等学校校舎（実習棟）新築工事）

議案第一号

平成二十年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書について

平成二十年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書を、別紙「平成20年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書」とおり作成する。

議案第一一号

青森県社会教育委員の人事について

青森県社会教育委員の人事を次のとおり行う。

奥島涼子	永澤正己	山本隆悦	秋庭隆貢	一條敦子	平間恵美	小笠原睦男	荒瀬潔	小山内世喜子	石原慎士	兔内佐智子	廣森直子
------	------	------	------	------	------	-------	-----	--------	------	-------	------

青森県社会教育委員を委嘱する

任期は平成二十年十月十九日から

平成二十二年十月十八日までとする

平成二十年十月十九日

青森県教育委員会

[その他]

平成21年度青森県立学校校長採用特別選考試験の結果について

平成20年10月8日

1 応募状況

(1) 年齢別応募者

年齢	人数
56歳	2
55歳	2
54歳	0
53歳	1
52歳	2
51歳	2
50歳	1
計	10

(2) 県内外別応募者

	人数
県内	3
県外	7
海外	
計	10

* 県外のうち本県にゆかりのある者1名

(3) 職業別応募者

職業	人数
サービス	2
自営・無職	2
教育, 学習支援	3
建設・機械	1
運輸	1
金融	1
計	10

* 年齢は、平成21年4月1日現在

2 選考方針

企業等で培われた経営感覚や柔軟な発想と企画力、実行力等を備え、また、教育に対する明確な理念と情熱を持ち、リーダーシップを発揮する優れた人物を選考する。

3 第一次選考試験内容及び結果

職務実績書、自己アピール文、応募論文「私が目指す学校経営」について総合的に審査を実施し、第一次選考通過者を2名とした。

4 第二次選考試験内容

第一次選考通過者2名のうち1名が辞退したため、1名に対し、8月17日(日)に小論文、面接を実施した。

5 総合審査結果

合格者なし。

[その他]

職員の懲戒処分の状況
平成20年10月(9月1日～9月30日分)

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 西北地域の小学校 教諭(35歳、女性)
②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
・平成20年6月27日(金)午後6時57分頃
・五所川原市内の広域農道
・最高速度60km/hのところ、97km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成20年9月17日
- 事案2 ①被処分者 下北地域の中学校 教諭(52歳、女性)
②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
・平成20年6月2日(月)午後6時32分頃
・下北郡風間浦村内の国道
・最高速度40km/hのところ、73km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成20年9月17日
- 事案3 ①被処分者 中南地域の小学校 教諭(47歳、男性)
②事件の概要等 速度超過(高速40km/h以上50km/h未満)
・平成20年6月15日(日)午後3時29分頃
・青森市内の高速道路
・最高速度70km/hのところ、112km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成20年9月24日
- 事案4 ①被処分者 東青地域の中学校 教諭(27歳、男性)
②事件の概要等 速度超過(高速40km/h以上50km/h未満)
・平成20年7月5日(土)午後4時32分頃
・青森市内の高速道路
・最高速度70km/hのところ、114km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成20年9月26日

- 事案5 ①被処分者 上北地域の中学校 教諭(40歳、男性)
 ②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
 ・平成20年6月25日(水)午後7時32分頃
 ・上北郡おいらせ町内の国道
 ・最高速度50km/hのところ、81km/hで走行
 ③処分内容 戒告
 ④処分年月日 平成20年9月26日
- 事案6 ①被処分者 三八地域の高等学校 教諭(49歳、男性)
 ②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
 ・平成20年6月18日(水)午後1時39分頃
 ・三戸郡五戸町内の県道
 ・最高速度50km/hのところ、86km/hで走行
 ③処分内容 戒告
 ④処分年月日 平成20年9月26日
- 事案7 ①被処分者 三八地域の特別支援学校 教諭(51歳、男性)
 ②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
 ・平成20年7月23日(水)午後0時53分頃
 ・八戸市内の国道
 ・最高速度50km/hのところ、88km/hで走行
 ③処分内容 戒告
 ④処分年月日 平成20年9月26日
- 事案8 ①被処分者 下北地域の小学校 講師(38歳、男性)
 ②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
 ・平成20年7月25日(金)午後3時30分頃
 ・青森市内の国道
 ・最高速度60km/hのところ、99km/hで走行
 ③処分内容 戒告
 ④処分年月日 平成20年9月30日
- 事案9 (処分後速やかに公表した事案)
 ①被処分者 三八地域の高等学校 臨時実習講師(32歳、男性)
 ②事件の概要等 酒気帯び運転による人身事故(治療期間が15日未満)
 ・平成20年6月10日(火)午前0時40分頃
 ・上北郡おいらせ町内の町道
 ・酒気を帯びた状態で自動車を運転し、他の自動車に接触。
 ・事故の相手方(男性・女性各1名、15日未満の加療)
 ③処分内容 免職
 ④処分年月日 平成20年9月26日

事案 10 (処分後速やかに公表した事案)

- ①被処分者 上北地域の高等学校 事務職員 (53歳、男性)
- ②事件の概要等 西北地域の高等学校における横領
・平成18年度授業料9,600円、生徒徴収金1万1,400円の合計2万1,000円を横領したもの。
- ③処分内容 停職6月 (同日辞職)
- ④処分年月日 平成20年9月11日

事案 11 (処分後速やかに公表した事案)

- ①被処分者 中南地域の高等学校 校長 (58歳、男性)
- ②事件の概要等 上記横領 (事案10) の監督責任及び職務命令違反等
・部下職員の横領が発生し、また、県教委からの授業料等の調査指示に対し適切に対応せず、全容解明を困難にしたもの。
- ③処分内容 減給6月 (給料の月額額の10分の1)
- ④処分年月日 平成20年9月11日

事案 12 (処分後速やかに公表した事案)

- ①被処分者 西北地域の高等学校 事務長 (55歳、男性)
- ②事件の概要等 上記横領 (事案10) の監督責任及び部下職員への指導の不足
・指導監督が不十分なため、部下職員の横領が発生したもの。
- ③処分内容 減給1月 (給料の月額額の10分の1)
- ④処分年月日 平成20年9月11日

事案 13 (処分後速やかに公表した事案)

- ①被処分者 東青地域の特別支援学校 事務職員 (54歳、男性)
- ②事件の概要等 横領
・平成18年度220万5,677円及び平成19年度34万797円の就学奨励費並びに平成18年度226万3,920円、平成19年度26万9,360円の職員給食費の合計507万9,754円を横領したもの。
- ③処分内容 免職
- ④処分年月日 平成20年9月11日

事案 14 (処分後速やかに公表した事案)

- ①被処分者 東青地域の特別支援学校 事務職員 (59歳、男性)
- ②事件の概要等 上記横領 (事案13) の監督責任及び職務怠慢
・事務長として、部下職員に対する指導監督が不適切なため横領を招き、また、横領を発見後の適切な措置を怠ったもの。
- ③処分内容 停職1月
- ④処分年月日 平成20年9月11日

〈その他〉

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産 暫定一覧表への追加記載について

1 選定結果

昨年12月19日、「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、北海道、岩手県、秋田県及び12市町とともに文化庁に対し世界遺産暫定一覧表への追加記載を共同提案したところ、世界文化遺産特別委員会における調査・審議を経て、9月26日開催の文化審議会文化財分科会において、「世界遺産暫定一覧表に記載することが適当」との結果が示された。

2 提案に対する総合的評価及び課題等

「北海道・北東北の縄文遺跡群」についての総合的評価及び課題等については、別紙のとおり。

3 今後の対応

今回、世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果「世界遺産暫定一覧表に記載することが適当とされた文化資産」として他の4件同様、いくつかの課題等が示されたことから、その詳細について検証した上で共同提案した3道県、12市町、さらに文化庁などとも連携しながら、世界遺産登録実現に向けて取り組みを進めていく。

(参 考)

地方自治体からの提案に対する選定結果

●提案件数 32件（新規提案13件、再提案19件）

●暫定一覧表記載 5件

☆北海道・北東北の縄文遺跡群

☆金と銀の島、佐渡（新潟県）

☆九州・山口の近代化産業遺産群（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県）

☆宗像・沖ノ島と関連遺跡群（福岡県）

☆百舌鳥・古市古墳群（大阪府）

【世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果】

「北海道・北東北の縄文遺跡群」に係る評価の概要

1 総合的評価

完新世の温暖湿潤な気候に基づく自然環境の中で、世界の他の地域の新石器文化に見られる農耕・牧畜とは異なり、約10,000年にもわたって継続した狩猟・漁労・採集の生活の実態を表す日本列島独特の考古学的遺跡群である。

日本の歴史のうち、このように長期にわたって継続した先史文化を表し、自然と人間との共生を示す考古学的遺跡として、顕著な普遍的価値を持つ可能性は高い。

2 課題等

- 縄文文化が持つ顕著な普遍的価値を証明するためには、北海道・北東北地域の遺跡のみでは必ずしも十分ではないことから、縄文文化の特質及び日本列島における代表的な地域・年代等について、さらに検討することが必要である。

※ 暫定一覧表記載までに、東日本の落葉広葉樹林が広く展開する地域に分布する縄文遺跡群という主題のもと、「北海道、北東北などの縄文遺跡群」等の適切な名称を設定し、その名称で暫定一覧表に記載する必要がある。

完新世・・・地質年代区分の1つ。最後の氷期が終わった約一万年前から現在までの期間。